

議案第45号

湯梨浜町税条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月29日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町税条例の一部を改正する条例

湯梨浜町税条例（平成16年湯梨浜町条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
（寄附金税額控除）			（寄附金税額控除）		
第34条の7 略			第34条の7 略		
2及び3 略			2及び3 略		
4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。			4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	平成30年1月1日から令和4年12月31日まで
略			略		

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の湯梨浜町税条例第34条の7第4項の規定は、所得割の納税義務者が令和5年1月1日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用する。
- この条例の施行の日前に改正前の湯梨浜町税条例第34条の7第4項に規定する法人に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。